平成 26 年度　法務省調査研究請負

アルゼンチン共和国における
身分関係法制調査研究報告書

平成 27 年 3 月 20 日

WIP ジャパン株式会社

目次

第１章　調査研究概要 4
１　件名 4
２　目的 4
３　調査期間 4
４　業務内容 4
第２章　アルゼンチン共和国における身分関係法制調査研究報告 5
１　婚姻法制 5
（１）所轄官庁 5
（２）関連法令 5
（３）婚姻手続 5
（４）婚姻の成立要件 7
（５）婚姻の終了要件 8
（６）婚姻の無効要件 8
（７）婚姻に伴い生じる夫婦の権利・義務 9
（８）婚姻の証明に関する規定 9
（９）民法改正にともなう変更 10
２　離婚法制 10
（１）所轄官庁 10
（２）関連法令 10
（３）離婚手続 10
（４）離婚申立要件 11
（５）離婚に伴う事項 11
（６）再婚 12
３　実親子関係 13
（１）所轄官庁 13
（２）関連法令 13
（３）実子 13
（４）認知 14
（５）民法改正による変更 14
４　養子縁組法制 14
（１）所轄官庁 14
（２）関連法令 14
（３）養子縁組手続 14

（４）成立要件 15
５　未成年子に対する法定代理権 17
（１）成人年齢 17
（２）未成年子の法定代理権 17
６　身分登録法制 18
（１）所轄官庁 18
（２）関連法令 18
（３）身分登録制度の内容 18
７　身分登録に伴う証明書の発行様式 20
（１）調査方法 20
（２）各証明書様式 21
（３）その他 24
８　国籍法制 30
（１）関連法制 30
（２）アルゼンチン共和国民の定義 30
（３）アルゼンチン共和国民の権利・義務 30
（４）国籍の取得 32
（５）国籍の喪失 33
９　法令の有効性 33
（１）アルゼンチン国国籍法（1869 年 10 月８日法律第 346 号） 33
（２）アルゼンチン国市民権法（1954 年 10 月 15 日法律第 14354 号） 33
（３）アルゼンチン国国籍及び市民権法（1978 年５月 18 日法律第 21795 号） 34
（４）同政令（1978 年 10 月６日政令 2367 号） 34

第１章　調査研究概要

１　件名

アルゼンチン共和国における身分関係法制調査研究

２　目的

法務省で行う戸籍及び国籍の事務処理に必要なため、アルゼンチンにおいて現に施行されている身分関係法令、身分関係登録制度の運用等の実務的取扱いについて総合的に調査研究し、その結果を関係法令の翻訳及びその解釈並びに実務の運用の解説によって明らかにする。

３　調査期間

平成 27 年 1 月 30 日～平成 27 年 3 月 20 日

４　業務内容

アルゼンチン共和国において現に施行されている身分関係法令の原文を参照の上、内容を詳細に把握してまとめるとともに、アルゼンチンの身分関係法制に関する最新の資料及び文献を収集し、また、アルゼンチンの政府当局者、学者等から現在の法制度に関する実情を聴取した上で、アルゼンチンにおける実務の取扱いについて具体的かつ緻密に研究成果をとりまとめる。

第２章　アルゼンチン共和国における
身分関係法制調査研究報告

１　婚姻法制

（１）所轄官庁

アルゼンチンにおける婚姻制度は、「民事上の身分及び個人の能力の登録所」（Registro del Estado Civil y Capacidad de las Personas：以下「民事上身分登録所」という。）が所轄している。同登録所に関する 2008 年 10 月 1 日法律第 26413 号 1 条により、民事上の身分及び個人の能力に関する行為や事実関係は、すべて国、州、又はブエノスアイレス自治都市の登録所に登録されなければならないとされる[1]。

（２）関連法令

アルゼンチンにおける婚姻では民法が適用される（民法は 1869 年９月 25 日法律第 340 号により 1871 年１月１日より発効 、改正を重ねて現在に至る[2]）。

（３）婚姻手続

婚姻を希望する者は、両者いずれかの居住地に該当する民事上身分登録所に赴き、以下の情報を記載した申請書を提出しなければならない（民法 186 条）。

ア　氏名、及び身分証明書を所持していればその番号

イ　年齢

ウ　国籍、住所、出生地

エ　職業

オ　両親の氏名・国籍・身分証明書番号（わかれば）・職業・住所

カ　過去の婚姻の有無。過去に婚姻していたことがある場合は、過去の配偶者の氏名、婚姻が行われた場所、及び婚姻の解消の理由

また、婚姻を希望する者はあわせて以下の書類を提出しなければならない（民法 187 条）。

ア　両者又はいずれかの過去の婚姻を無効化又は解消する判決、又は過去の配偶者の

---

[1] 民事上の身分及び個人の能力の登録所に関する 2008 年 10 月 1 日法律第 26413 号
http://www.infoleg.gov.ar/infolegInternet/anexos/145000-149999/145345/texact.htm

[2] アルゼンチン民法
http://www.infoleg.gob.ar/infolegInternet/verNorma.do;jsessionid=6260A6ECBDD55A5F0F004BAF2F6D6466?id=109481
民法改正の経緯については、アルゼンチン経済省資料情報センター法令情報部（Área Información Legislativa y Documental del Centro de Documentación e Información del Ministerio de Economía de la República Argentina）の以下のページを参照。
www.infoleg.gov.ar/infolegInternet/anexos/105000-109999/109481/texactley340_antecedentes.htm

失踪宣告判決のコピー（公的認証を受けたもの）。両者のいずれかが寡夫・寡婦である場合は、あわせて過去の配偶者の死亡証明書を提出しなければならない。

イ　民法により婚姻への同意を要求される者の宣言。必要とされる場合は裁判官の補足同意書。登録所において同意を表明する親又は後見人は、申請書にも署名しなければならない。

ウ　証人二人。証人は婚姻希望者を知っていて、誰であるか宣言し、また両者が婚姻するにふさわしいと考える旨を宣言しなければならない。

エ　婚姻前医師証明書

婚姻は民事上身分登録所で、担当官の前に婚姻希望者が証人２人をともなって出頭する形で行われなければならないが、婚姻希望者のいずれかが出頭できない場合は、自宅又はその時の居所において、証人４人の出席のもとに行うことができる。その場合登録所の担当官が民法 198 条、199 条、200 条を読み上げ、婚姻希望者に婚姻の意志の宣言を求める（民法 188 条）。

婚姻希望者の両者又はいずれかが未成年である場合、民法により両親、親権者、後見人等の婚姻の許可が必要とされるが（民法 168 条）[3]、これは婚姻の執行に際して与えても、又は認証を受けた証言でもよい（民法 189 条）。

婚姻希望者の両者又はいずれかがアルゼンチン国の言語を理解しない場合、婚姻の執行に際して公式通訳として登録されている通訳者、又は適切な能力を認められる通訳者が同席しなければならない（民法 190 条）。

婚姻が執り行われたら、以下の情報を婚姻証書に記載しなければならない（民法 191 条）。

ア　婚姻が執り行われた日

イ　出席者の氏名、年齢、身分証明書を所持している場合はその番号、国籍、職業、住所、出生地

ウ　それぞれの両親の氏名、身分証明書番号、国籍、職業、住所（わかれば）

エ　過去の婚姻がある場合は、過去の配偶者の氏名

オ　必要な場合は両親又は後見人の同意、又は裁判官の補足同意書

カ　婚姻への反対、及びその拒否に関する言及

キ　婚姻希望者による、互いを配偶者と認める宣言、及び法の名において両者の婚姻を認める担当官の宣言

ク　証人の氏名、身分証明書を所持している場合はその番号、婚姻の有無、職業、住所

婚姻証書はすぐに作成し、婚姻執行に関与した者すべてがこれに署名しなければな

[3] 第２章１（４）ア項（年齢に関する規定）を参照。

らない（民法 192 条）。

民法上身分登録所の事務所長は婚姻した両者に婚姻証書のコピーを渡す（民法 194 条）。

婚姻を行う両者の適性が証明されない場合、又は婚姻への反対や異議申立てがある場合、担当官は適性が証明され、婚姻への反対が拒否され、又は告発が却下されるまで、婚姻の執行を中止する。また、これらについて婚姻証書に記載する（民法 195 条）。

医師の証明書（なければ近隣住民二人の宣言）により、両者のいずれかが死の危険に瀕していることが証明できれば、担当官は手続上の形式のすべて、又はいずれかを省略することができる。婚姻する者の死亡の直前に行われる婚姻において、民事上身分登録所の担当官が出席できない場合は、裁判官又は裁判所職員が婚姻を執行することができる。この場合民法 191 条に定める情報を記録し、担当官に送付する（民法 196 条）。

（４）婚姻の成立要件

ア　年齢に関する規定

民法 166 条 5 では年齢 18 歳未満であることを婚姻障害事由としているが、同 167 条では裁判所の適用特免を受けられれば婚姻できるとしている。裁判官は事前に婚姻を希望する未成年者本人、及びその両親又は法定代理人と面談した上で、未成年者の利益のために適用特免が必要と判断した場合のみ、例外的に特免を認める（民法 167 条）。いずれにしても、未成年者は両親その他の親権を持つ者、又は後見人、これらが存在しない場合は裁判官の同意なくして、他の未成年者又は成人と婚姻することはできない（民法 168 条）。両親又は後見人が未成年者の婚姻に同意せず、未成年者が裁判官に婚姻の許可を求めた場合、婚姻に同意しない理由を明らかにしなければならない。以下のような理由が考えられる（民法 169 条）。

（ア）法的な障害事由の存在

（イ）婚姻許可を求める未成年者の心理的未成熟

（ウ）未成年者との婚姻を求める者が伝染病又は心理的肉体的な重大な欠陥を有する

（エ）未成年者との婚姻を求める者の品行が悪しく非道徳的である、又は生活手段を持たない

イ　重婚に関する規定

民法 166 条 6 では、以前の婚姻が継続していることを婚姻障害事由としている。

ウ　当事者の自由意志による同意に関する規定

婚姻が成立するためには、婚姻する両者が権限ある当局に対し、婚姻への完全な同意を自由意志に基づいて表明することが不可欠である（民法 172 条）。婚姻相手への暴力や、相手の人間性についてのごまかしや誤りがあった場合は、同意は無効とされる（民法 175 条）。

エ　性別に関する規定

同性間の婚姻も異性間の婚姻も、要件及び効果は同じである。

オ　婚姻の有効性に関する規定

婚姻の有効性は婚姻が執り行われた場所の法令に基づき（民法 159 条）、外国で執り行われた婚姻の証明はその国の法令によるとされる（民法 161 条）。

（５）婚姻の終了要件

別居および婚姻の解消については、夫婦の最終の居住地の法令にしたがう。ただし、これは前述の民法 161 条の定めるところを妨げるものではない（164 条）。

配偶者間の関係は、両者が同居して居住している場所の法令にしたがう。扶養を受ける権利や扶養に関する取り決めは、夫婦の居住地の法令にしたがうが、扶養の額については、扶養義務があると訴えられている側の居住地の法令が扶養を受ける権利を持つ側にとってより有利であれば、これを適用する。緊急措置がとられる場合は、これは担当する裁判官の国の法令にしたがうものとする（162 条）。

婚姻契約および財産に関する夫婦の関係は、夫婦の最初の居住地の法令にしたがう（163 条）。

外国で行われた婚姻の証明は、婚姻が行われた場所の法令にしたがう。アルゼンチンで婚姻した夫婦が外国で法的に別居を認められた場合、その外国の法令が離婚を認めていない場合であっても、アルゼンチンでは民法 238 条の規定にしたがって婚姻の解消につなげることができる（161 条、民法 238 条については下記２の（３）を参照）。

なお、日本人との婚姻に関する特定の規制はない。

（６）婚姻の無効要件

以下の事項は婚姻障害事由とされる。（民法 166 条）

ア　尊属・卑属間の血縁関係

イ　兄弟姉妹又は異父・異母の兄弟姉妹

ウ　完全養子縁組から生まれた関係で、ア、イ及びエに相当する関係。単純養子縁組において、養子縁組関係が無効化又は撤回されない限り、以下の関係にある者同士：養親と養子、養親と養子の子孫又は配偶者、養子と養親の配偶者、同じ養親を持つ養子同士、養子と養子の子

エ　直系姻族

オ　18 歳未満である（ただし、民法 167 条では裁判所の適用特免があれば 18 歳未満の者でも婚姻できるとしている）

カ　以前の婚姻が継続している

キ　婚姻する者のいずれかを故意に殺害した犯人、共犯者、又はこれを教唆した者

ク　いかなる理由かを問わず、恒常的又は一時的な理性の喪失

ケ　聾唖者で、書面又はその他の手段により誤りなく自らの意志を表明することができない者

上記ア、イ、ウ、エ、カ、キの事由がありながら行われた婚姻は絶対的に無効である（民法 219 条）。

上記オ及びクの事由がありながら行われた婚姻は相対的に無効である（民法 220 条）。上記オの場合、同居を継続した状態で未成年者が成人に達し、あるいは未成年のままであっても子を妊娠した場合は、無効の申立てはできない。また、配偶者の一方又は両方の性的不能、民法 175 条によって婚姻への同意が無効であった場合も、婚姻は相対的に無効である（民法 220 条）。

後見人及びその子孫は、後見が終了し、後見にかかわる経理が承認された上でなければ、被後見人である未成年者と婚姻することはできない（民法 171 条）。婚姻の無効に関する訴訟は夫婦の最後の居住地の裁判所、又は訴えられる側の配偶者の居住地の裁判所に申し立てることとする（民法 227 条）。婚姻の無効は、これを宣言する裁判所の判決なしには成立しない（民法 239 条）。

また、婚姻・離婚・別居に関する適用法令については、民法 159 条〜164 条に以下のような規定がある。

婚姻の有効性の条件については、婚姻が執り行われた場所の法令にしたがうものとする。婚姻した者が住居を移転しても、適用されるのは婚姻が執り行われた場所の法令である（159 条）。

外国で行われた婚姻の場合、民法 166 条の１、２、３、４、６、７の婚姻障害事由（上記（５）のア、イ、ウ、エ、カ、キ）に該当する場合は、婚姻として認められない（民法 160 条）。

（７）婚姻に伴い生じる夫婦の権利・義務

夫婦は互いに貞操、協力、扶養の義務を負う（民法 198 条）。

例外的な状況により一時的に別居を余儀なくされる場合を除き、夫婦は同居しなければならない。夫婦の両方又はいずれか、又は子供の生命又は肉体的、心理的、精神的な健康に一定の危険が認められれば、裁判所によって同居義務を免除されることができる（民法 199 条）。

夫婦は同意のもとに住居地を定める（民法 200 条）。

（８）婚姻の証明に関する規定

婚姻を証明するものは、民事上身分登録所が発行する婚姻証書、婚姻の執行についての証言（コピー又は証明書）、又は家族手帳（Libreta de familia）である。これらの書類を提出できない場合は、提出できない正当な理由を明らかにした上で、他の方法によって婚姻を証明することができる（民法 197 条）。

なお、家族手帳は婚姻が執り行われた、または登録された民事上身分登録所が発行する。内容はブエノスアイレス市および各州の民事上身分登録局が定めるが、夫婦の婚姻、子供の出生、死亡の項目が含まれるものである[4]。

（９）民法改正にともなう変更

アルゼンチンでは 2014 年 10 月に民法と商法を統合した新しい法律が可決、2015 年 8 月 1 日より発効することになっている[5]。改正後の民法では、婚姻（matrimonio）によらない異性間または同性間のパートナー関係（unión convivencial)を新たに規定している。また夫婦の財産関係についてもより詳細に規定され、特に婚姻後に形成する財産を共有財産とするか否かを婚姻前契約によって選択し決められる制度を導入している。

２　離婚法制

（１）所轄官庁

アルゼンチンにおける離婚の制度は、民事上身分登録所が所轄している。

（２）関連法令

アルゼンチンにおける離婚では民法が適用される。

（３）離婚手続

民法では婚姻関係を解消しない別居（separación）と、関係を解消する離婚（divorcio vincular）を区別している。別居、離婚、婚姻の無効に関する訴訟は夫婦の最後の居住地の裁判所、又は訴えられる側の配偶者の居住地の裁判所に申し立てることとする（民法 227 条）。別居、離婚とも、これを宣言する裁判所の判決なしには成立しない（民法 229 条）。

民法 202 条、204 条、205 条に規定されるケースにおいては、別居の確定判決から 1 年を経過すれば、両配偶者は離婚判決への転換を求めることができる。202 条、203 条、204 条、205 条に規定されるケースでは、別居の確定判決から 3 年を経過すれば、配偶者のいずれであっても離婚判決への転換を求めることができる（民法 238 条、なお 202 条から 205 条については下記の離婚申立て要件の項を参照）。

---

[4] 民事上の身分及び個人の能力の登録所に関する 2008 年 10 月 1 日法律第 26413 号 26 条
http://www.infoleg.gov.ar/infolegInternet/anexos/145000-149999/145345/texact.htm

[5] 民法・商法を可決する 2014 年 10 月 8 日法律第 26994 号
http://www.infoleg.gob.ar/infolegInternet/anexos/235000-239999/235975/texact.htm#
なお、民法の主な変更内容については以下を参照のこと。
（大統領府広報局のニュースポータルサイト）
http://www.argentina.ar/temas/pais/32608-nuevo-codigo-civil-y-comercial-de-la-nacion
（議会民法改正委員会による情報サイト）
http://www.nuevocodigocivil.com/preguntas-y-respuestas-sobre-las-modificaciones-mas-relevantes-en-materia-de-familia-por-marisa-herrera/

（４）離婚申立要件

ア　別居の原因

民法 202 条では別居の原因として以下を挙げている。

（ア）不貞行為

（イ）配偶者の一方が他方又は子供（両者共通の子又は一方だけの子）の殺害未遂の犯人、共犯者又は教唆者のいずれかである場合

（ウ）配偶者の一方が他方に犯罪を犯すよう教唆した場合

（エ）重大な侮辱

（オ）意図的な悪意による家庭放棄

一方の配偶者は、他方の配偶者の人格の重大な変化、アルコール依存症又は麻薬中毒により共同生活が不可能となった場合、これを理由に別居を申請することができる（民法 203 条）。また、夫婦が２年を超える越える期間にわたって同居を停止し、同居の意志がない場合も、別居を申請することができる（民法 204 条）。

婚姻から２年を経過したら、夫婦は共同で、裁判所に精神的に共同生活を不可能とする重大な原因を理由とした別居を申請することができる（民法 205 条）。

イ　離婚の原因

民法 202 条で規定される別居の原因は、離婚の原因でもある（民法 214 条）。また、別居期間が３年を越え、夫婦に同居の意志がない場合も、離婚の原因となりうる（民法 214 条）。

婚姻から３年を経過したら、夫婦は共同で、裁判所に精神的に共同生活を不可能とする重大な原因を理由とした離婚を申請することができる（民法 205 条）。

（５）離婚に伴う事項

離婚に伴って発生する結果は、民法 206 条から 212 条に定められる別居の場合と同じである。

配偶者はそれぞれ自由に住居を定めることができる。扶養する子がある場合は、親権に関する規定にしたがう（民法 264 条２では、離婚の場合法的に監護権を行使している父親又は母親に親権があるとしている）。５歳未満の子供は、子供の利益にかかわる重大な理由がない限り母親に託される（同性間の婚姻の場合は裁判官が判断する）。５歳以上の子供の場合、両親の意見が一致しなければ裁判官が判断する。両親はいずれも子供に対する義務を引き受け続ける（206 条）。

民法 202 条で言及されるケースで、離婚の原因を作った配偶者は、もう一方の配偶者が婚姻期間中と同じ経済水準を維持できるようにしなければならない（207 条）。

民法 203 条で言及される理由による離婚の場合、これらの疾病を患っている側の配偶者も経済水準を維持し、治療回復に必要な手段を入手できるようにしなければなら

ない（208 条）。

離婚した配偶者のいずれかが、十分な生活手段を持たず、またこれを得る可能性もない場合、もう一方の配偶者に生活手段があれば、もう一方の配偶者から必要な援助を受ける権利を持つ（209 条）。

扶養を受ける側の配偶者が、内縁関係を結んだり、もう一方の配偶者に対して重大な侮辱を冒したりした場合は、扶養を受ける権利を失う（210 条）。

離婚判決が下された後、裁判で住居の帰属が認められた側の配偶者、又はそこに住み続けていた配偶者は、自らが離婚の原因を作っておらず、離婚の結果として住居を処分したり分割したりすることで重大な損害を受けるとすれば、住居が処分されないよう求めることができる。また、203 条のケースの離婚で、疾病を患っている側の配偶者が住居に住んでいる場合も同様である。住居が他方の配偶者の所有するものである場合、裁判官は住居の所有者への使用料の支払いを決定することができる（211 条）。

203 条及び 204 条のケースで、離婚の原因を作っておらず、また離婚を請求しなかった配偶者は、婚姻契約においてもう一方の配偶者に与えたものを取り返すことができる。

（６）再婚

前述のとおり、民法 166 条 6 により過去の婚姻の継続は新たな婚姻の障害事由となるので、再婚するためには過去の婚姻関係が解消していなければならない。

婚姻関係は、配偶者の一方の死亡、失踪宣告を受けた者の配偶者による新たな婚姻、離婚判決により解消する（民法 213 条）。離婚の結果として、配偶者は共に再婚できるようになる（民法 217 条）[6]。

（７）離婚に関する適用法令

離婚に関する適用法令は、上記１の（８）で言及したとおり、婚姻の適用法令とともに民法 159 条～164 条で規定されている。

なお、日本人との離婚に関する特定の規制はない。

（８）民法改正にともなう変更[7]

民法改正により、離婚制度には大幅な変更が見られる。まず、離婚を請求するに際して、その原因の申し立てを行うことが不要となる。また、配偶者の両方が請求する場合でも一方のみが請求する場合でも、裁判所は離婚を宣言することができる。一方、離婚の請求においては、財産分与や子供の扶養義務等離婚にともなって発生する事項に関する提案を提出しなければならない。配偶者の一方のみが離婚を請求する場合、

[6] 婚姻手続の項で言及した民法 187 条に定められる手続も参照のこと。
[7] 脚注 5 を参照。

もう一方は異なる提案を提出することができる。

3　実親子関係

（1）所轄官庁

アルゼンチンにおける実親子関係は、民事上身分登録所が所轄している。

（2）関連法令

アルゼンチンにおける実親子関係では、民法が適用される。

（3）実子

親子関係は自然親子関係、又は養子縁組により成立する。自然親子関係では婚内子と婚外子がある。婚内又は婚外の自然親子関係も、完全養子縁組による親子関係も、すべて等しい法的効力を持つ（民法 240 条）。

母子関係は、明示的な認知がなくとも、出生の証明と生まれた子の身元により成立する。この場合、母親とされる女性の出産に立ち会った医師の証明書及び生まれた子の身元カードを提示する者の申請に基づき、登録が行われる（民法 242 条）。

父子関係については、婚姻が行われてから婚姻解消・無効化・別居の 300 日後までの間に生まれた子の父親は夫であると推定する。離婚、別居又は婚姻無効化の申立てが起こされてから 300 日を経た後に生まれた子については、逆の証拠がない限りは夫が父親であると推定されない（民法 243 条）。

母親が続けて婚姻した場合、最初の婚姻の解消又は無効化から 300 日以内で、二度めの婚姻から 180 日以内に生まれた子の父親は、最初の夫と推定する。最初の婚姻の解消又は無効化から 300 日以内で、二度めの婚姻から 180 日を経た後に生まれた子の父親は、二度めの婚姻の夫であると推定する。ただし、いずれの場合も逆の証拠があればこれを認める（民法 244 条）。

夫婦が法的又は実質的に別居した場合、生まれた子の父親が夫であると推定されない場合であっても、両者の同意があれば子を夫婦の子として登録することができる（民法 245 条）。

婚内子の実親子関係は、民事上身分登録所への子の出生登録と両親の婚姻証明によって、又は親子関係訴訟の確定判決をもって、法的に決定され証明される（民法 246 条）。

婚外子の場合の父子関係は、父親の認知により、又は父親を特定する親子関係訴訟の確定判決をもって、法的に決定され証明される（民法 247 条）。子の懐胎時期に母親に内縁の夫があった場合、逆の証拠がなければ内縁の夫が父親であると推定される（民法 257 条）。

なお、民法では子が両親の婚内子又は婚外子であることを認めるよう申し立てられ

るとしている（民法 254 条）。また、父親は推定される父子関係に異議を申し立てることができ（民法 258 条）、母子関係への異議申立ても可能である（民法 261 条）。

（４）認知

子の認知は以下の形で成立する（民法 248 条）。

ア　民事上身分登録所の担当官の前で行われる宣言（出生登録時の宣言でも事後の宣言でもよい）。

イ　公文書又はしかるべく認められた私文書による宣言

ウ　遺言における事項

なお、認知は父親だけでなく、前述の民法 242 条に基づく登録が行われなかった場合には母親が認知することもできる。

子の認知は撤回できない（民法 249 条）。もう一方の親がすでに子を認知している、あるいは両親が同時に認知する場合を除き、認知においてもう一方の親の名を述べることは禁止される（民法 250 条）。

（５）民法改正による変更[8]

改正民法では、親子関係に関わる規定の中で、生殖補助医療によって生まれた子の親子関係に関する規定を新たに加えている。これは特に第三者の提供する配偶子を利用する場合や代理懐胎の場合の親子関係を明らかにすることを目的としたものである。同時に子の出自を知る権利にも言及している。

４　養子縁組法制

（１）所轄官庁

アルゼンチンにおける養子縁組の制度は、民事上身分登録所が所轄している。

（２）関連法令

アルゼンチンにおける養子縁組では、民法及び養子縁組希望者統一登録を創設する法律（2004 年 1 月 6 日法律第 25854 号）[9]が適用される。

（３）養子縁組手続

養子縁組を希望する者（養親になりたい者）は、それぞれの居住地に該当する養子縁組希望者登録に登録しなければならない。これらの登録情報を集めたデータベース

[8] 脚注 5 を参照。

[9] 養子縁組希望者統一登録を創設する法律（2004 年 1 月 6 日法律第 25854 号）
http://www.infoleg.gov.ar/infolegInternet/anexos/90000-94999/91602/norma.htm

は法務人権省の養子縁組希望者統一登録局（DirecciónNacional del Registro Unico de Aspirantes a Guarda con Fines Adoptivos、DNRUA）が管理する。

以下の者が希望者として登録できる。

・既婚、未婚を問わず、30 歳以上で、過去５年間国内に居住し、現在も居住している者

・30 歳未満であっても、結婚して３年以上経ている夫婦、又は子供を持てないことを証明できる夫婦[10]

登録のためには、まず身分証明書類を提出し、専門家チームの評価を受け、養子縁組に適しているか否かの判断を受けなければならない。その上で、登録者の個人情報（氏名、国籍、住所、電話番号、職業）、養子の年齢等に関する希望、及び専門家チームによる報告をまとめた書類一式が作られ、データベースに加えられる。登録者はパスワードを使って自らの登録情報を閲覧することができる。

養子候補が現れた場合、裁判官が子供の居住地で登録している希望者の中から適切な養親候補者を選ぶ。子供の居住地で候補者が見つからない場合は、近隣の地方に広げて養親候補者を探す。裁判所ではまず書類で候補者を選び、本人と面接、その上で適切と判断すれば「養子縁組を目的とした保護（guarda）」を認める。これは６か月から１年にわたって養子候補が養親候補の保護の下で共に生活し、裁判所が指定する機関がこれをフォローするというものである。

「養子縁組を目的とした保護」の期間が過ぎたら、養子縁組を希望する家庭は弁護士を通じ、裁判所に養子縁組の申請を行わなければならない。養子となる子はすべて自らの出自について知る権利を有し、養子縁組判決の中でもこれを明らかにしなければならない。

（４）成立要件

民法 311 条によれば、親権解放されていない未成年者を養子とする養子縁組は、養親希望者の申請に基づく裁判所判決により成立する。親権解放された未成年者又は成人を養子とする養子縁組は、本人の同意があり、かつ以下の場合であれば認められる。

ア　養子が養親の配偶者の子である

イ　養子となる者の子としての記録が存在し、司法当局によってしかるべく確認されている

夫婦で養子をとる場合を除き、複数の養親が同時に同じ養子をとることはできない。一方、養親が死亡した場合、同じ養子について新たな養子縁組を認めることはできる。養親は養子より少なくとも 18 歳年長でなければならない（先に死亡した配偶者の養子を残された配偶者が養子とする場合を除く）（民法 312 条）。

既婚か未婚かに関わらず、養親となることができる。ただし、保護申請に先立って

[10] 以下の成立要件の項で言及する民法上の規定も参照のこと。

最低５年間国内に恒常的に在住していたことを証明しなければならない(民法 315 条)。

なお、以下の者は養親として養子縁組できない（民法 315 条）。

ア　年齢が 30 歳未満の者。ただし、30 歳未満であっても婚姻から３年以上を経ている夫婦、又は子供を持てないことが証明できる者を除く。

イ　尊属による卑属の養子縁組

ウ　自らの兄弟又は異父・異母兄弟を養子にすることはできない。

養子縁組申請の裁判開始に先立って、養子縁組を希望する者は６か月以上１年未満の期間にわたり、養子としたい未成年者を保護下におかなければならない。養親希望者による保護及び保護期間は裁判所が決定する。養子縁組請求の裁判は、この最低６か月の保護期間を経過しなければ始められない（民法 316 条）。

後見人は後見の義務が消滅しなければ、被後見人の保護・養子縁組手続を始められない（民法 319 条）。

婚姻している者は、もう一方の配偶者と一緒に養子縁組しなければならない（民法 320 条）。

養子縁組を認める判決は、これに先立つ保護が認められた期日まで遡って効力を持つ。また、配偶者の子との養子縁組では養子縁組裁判の開始日まで遡って効力を持つ（民法 322 条）。

養子縁組は完全養子縁組（adopción plena）と単純養子縁組（adopción simple）に分けられる。

ア　完全養子縁組

完全養子縁組は、養子が以下のような未成年者の場合のみ可能である（民法 325 条）。

（ア）両親を共に失った孤児

（イ）証明できる親子関係がない

（ウ）養護施設にいる子供で、両親が１年にわたって関心を示さず、又は精神的物質的な放置が明らかであると裁判所が証明する

（エ）両親が親権を取り上げられている

（オ）両親が裁判所を通じて子供を養子に出す意志を表明している

完全養子縁組は撤回不能であり、養子は生物学上の親族との関係を失い、実親子関係は養親との関係のみになる（民法 323 条）。

イ　単純養子縁組

単純養子縁組においては、養子は養親の生物学上の子としての地位を得るが、養親の血族との間では親族関係を持たない（民法 329 条）。裁判所では未成年の養子にとってより良いと考えられる場合、又は当事者が根拠ある理由をもって単純養子

縁組を求める場合に、単純養子縁組を認めることができる（民法 330 条）。

（５）外国で行われた養子縁組

外国において結ばれた養子縁組では、養親と養子の権利義務関係等は養子縁組時点での養子の居住地の法令にしたがうものとする（民法 339 条）。また、アルゼンチン民法で定める要件を満たしていれば､完全養子縁組とすることもできる(民法 340 条)。

なお、日本人が対象となる養子縁組に関する特定の規制はない。

（６）民法改正による変更[11]

民法改正により、養子縁組手続きに先立って、裁判所が子供の元々の家族や場合によって子供自身を交え､養子に出すことが子供にとって適切であるかいなかを判断し宣言するプロセスを加えている。

５　未成年子に対する法定代理権

（１）成人年齢

民法 126 条によれば、18 歳未満は未成年であるとされる。また 128 条では、18 歳に達した日に成人となり、未成年の無能力状態が終了するとされる。

なお、未成年者は婚姻により、一定の制限のもとで親権解放される（民法 133 条）。外国からアルゼンチンに居住地を移した者は、以前の居住地の法令に基づけば親権解放されていない未成年者であっても、アルゼンチンの民法の要件を満たしていれば成人又は親権解放された未成年者とみなされる（民法 138 条）。逆に、以前の居住地の法令により成人又は親権解放された未成年者であった者は、アルゼンチン民法の要件を満たしていなくても成人又は親権解放された未成年者として認められる（民法 139 条）。

（２）未成年子の法定代理権

親権に服していない未成年の子の後見の権利には、民事上のあらゆる行為においてその未成年者を代理することも含まれる（民法 377 条）。この権利は両親、法、又は裁判官が与える（同 382 条）。

父親、若しくは二度目の婚姻にいたっていない母親のうちより遅く死亡した者は、遺言又は公正証書により子の後見人（tutor）を任命することができる（民法 383 条）。

両親が子の後見人を任命しなかった場合、あるいは後見人が権利行使を開始しなかった、又は後見人でなくなった場合には、法定の後見となる（民法 389 条）。法定後見人になれるのは祖父母、伯父伯母（叔父叔母）、兄弟姉妹（異父、異母を含む）のいずれかのみで（同 390 条）、この中で最も適切な者に裁判官が後見人としての権利

[11] 脚注 5 を参照。

を与える（同 391 条）。

両親が後見人を任命せず、法定後見人となるべき親族がいない（又は能力がない、不適切、後見人を辞任又は解任された）場合は、裁判官が後見人を指定する（民法 392 条）。

その他、未成年の子の利害が親の利害と対立する場合や、親が子の財産管理権を失った場合などには、裁判官が特別後見人を指定する（民法 397 条）。

6　身分登録法制

（1）所轄官庁

アルゼンチンにおける身分登録制度は国家国民登録所（Registro Nacional de Personas、RENAPER）が所轄している[12]。これは内務運輸省管轄下の機関で、アルゼンチン国内に在住するすべての個人(外国人も含む）、および居住地にかかわらずすべてのアルゼンチン人の身分登録を行う。後述する法律第 17671 号にもとづき、身分証明書（Documento Nacional de Identidad, DNI)その他の証明書の発行を独占的に扱う。

（2）関連法令

アルゼンチンにおける身分登録制度では、国民の身分証明･登録･分類に関する 1968 年 2 月 29 日法律 17671 号[13]、新生児の身元証明に関する 1995 年 9 月 22 日法律 24540 号[14]、国民および外国人の身分証明、並びに身分証明書の発行におけるデジタル技術の使用を許可する政令 2009 年 10 月 2 日政令 1501/2009 号[15]が適用される。

（3）身分登録制度の内容

国民の登録は出生時より始まる。登録された時点で一人一人に番号が与えられ、一生を通じてこの同じ番号を使うことになる。また、その都度身分証明書（DNI）が発行される。

出生時の登録

子供が生まれたら､新生児の身元証明に関する 1995 年 9 月 22 日法律 24540 号の規定にしたがい身元確認し、登録が行われる。

子供が医療機関で出生した場合は、国家国民登録所による番号付カードに以下の情報を記載する（法律 24540 号 1 条および 6 条）。

---

[12] 国家国民登録所
http://www.mininterior.gov.ar/renaper/renaper.php

[13] 国民の身分証明･登録･分類に関する 1968 年 2 月 29 日法律 17671 号
http://www.infoleg.gov.ar/infolegInternet/anexos/25000-29999/28130/texact.htm

[14] 新生児の身元証明に関する 1995 年 9 月 22 日法律 24540 号
http://www.infoleg.gob.ar/infolegInternet/anexos/25000-29999/27386/norma.htm

[15] 国民および外国人の身分証明、並びに身分証明書の発行におけるデジタル技術の使用を許可する政令 2009 年 10 月 2 日政令 1501/2009 号
http://infoleg.mecon.gov.ar/infolegInternet/anexos/155000-159999/159070/norma.htm

・母親の氏名、所持する身分証の種類と番号、十指の指紋
・登録予定の子の名前、性別、右手掌紋と右足足紋
・生産・死産の区別
・身元確認を行った者の氏名および署名
・出産に立ち会った医療関係者の氏名および署名
・退院時にとった指紋
・医療機関の名称および住所
・備考

このカードは３部発行し（法律 24540 号１条）、１部は医療機関が保存、残り２部は母親または子供を引き取った者へ渡される。そのうち１部は身分登録所での子供の登録用で（身分登録所はこれを国家国民登録所に送付）、１部は子供の家族が保存する（同 13 条）。

医療機関における出生でなかった場合、身分登録所への出生登録時に母親と子供の身元確認を行わなければならない（同 15 条）。

身分証の種類

法律第 17671 号により、身分証明書（Documento Nacional de Identidad, DNI)が導入され、またこれは国家国民登録所だけが発行できるとしている（法律第 17671 号 11 条）。一方、DNI の完全な導入が終了するまでの間は、それ以前に身分証として用いられていた以下の書類も身分証として効力を持つとしている（同 57 条）。

（18 歳以上の成人の場合）
・徴兵手帳
・市民手帳（女性）
（未成年者の場合）
・アルゼンチン連邦警察発行の身分証
・民事上身分登録所発行の身分証
・州または国家領土の警察が発行する身分証
・国家国民登録所発行のその他の証明書

2009 年 10 月 20 日政令第 1501/2009 号により、デジタル技術を用いた新しい DNI カードへの移行が始まり[16]、国家国民登録所の 2012 年 4 月 20 日決議第 797/2012 号により、これ以降身分証明書はカードタイプのもののみが発行されることになった[17]。2014 年

[16] 2009 年 10 月 20 日政令第 1501/2009 号
http://infoleg.mecon.gov.ar/infolegInternet/anexos/155000-159999/159070/norma.htm

[17] 全国国民録所の 2012 年 4 月 20 日決議第 797/2012 号
http://www.infoleg.gov.ar/infolegInternet/anexos/195000-199999/196481/norma.htm
なお、同決議では法律第 17671 号にもとづく手帳式の身分証、さらにそれ以前に身分証として使われていた徴兵手帳(法律第 11386 号）および市民手帳（法律第 13010 号、女性の参政権制定にともない成人女性に発行）も引き続き有効としている。

10 月 31 日国家国民登録所決議第 3020/2014 号、同年 11 月 17 日同決議 3117/2014 号により、2015 年６月 30 日までに、旧式の手帳タイプの身分証をすべて新しいカードタイプの身分証に交換することが義務付けられている[18]。

身分証の更新

上記の政令 1501/2009 号５条では DNI の有効期限と更新についても定めているが、それによると出生時の登録に続いて５歳～８歳の間に初回の更新、16 歳で二回目の更新を行わなければならない。16 歳以降は DNI カードの有効期限はすべて 15 年とされ、15 年ごとに更新しなければならない。更新は 70 歳に達するまで義務付けられる。

７　身分登録に伴う証明書の発行様式

身分登録事項を証明する文書にはいくつかの種類がある。まず民事上身分登録所の台帳に登録されている事項について、民事上身分登録局およびその支部がしかるべく発行する証明書、コピー、家族手帳等があるが、これらはいずれも公文書であり、その内容が真実であるとされる（法律第 26413 号 23 条）。上記以外で登録事項の証明となりうるのは、国家国民登録所が発行する文書のみである（同法 24 条）。

なお、この国家国民登録所の権限は地方局に委託されている。そのため、出生届や婚姻届などは地方局で行い、その証明書も基本的に届出をした地方局に申請することになる。地方局は地方自治体（基本的に州都の市役所）の管轄となる。

（１）調査方法

各証明書の発行様式入手のために試みた方法は以下のとおりである。結果として出生証明書のみを現地の一般人から入手することができた。

ア　市役所市民登録局への問合せ[19]

メールにより、証明書等の様式例の発行について問い合わせたが、出生証明書・婚姻証明書・死亡証明書等について、調査期間中に返事を得ることができなかった。

イ　窓口での問合せ

窓口申請の場合、予約をとって職員によるインタビュー形式での申請となっており、かつ本人でない限り申請行為ができない。また用途も明確でないと申請できない。このため、証明書の様式も、発行できないとのこと。これは悪用される恐れがある、という点が主な理由となっている。

ウ　弁護士経由での問合せ

---

[18] 2014 年 10 月 31 日国家国民登録所決議第 3020/2014 号
http://www.infoleg.gob.ar/infolegInternet/anexos/235000-239999/237457/norma.htm
2014 年 11 月 17 日国家国民登録所決議 3117/2014 号
http://infoleg.mecon.gov.ar/infolegInternet/anexos/235000-239999/238316/norma.htm

[19] 各証明書については、ブエノスアイレス市役所市民登録局へ問合せを行った。

在アルゼンチンの弁護士に、各証明書の様式を入手できないか問い合わせたが、悪用の恐れを理由に入手は不可能であるという回答を得た。

エ　在日・在外領事館での問合せ

在日本および在コロンビアのアルゼンチン領事館を通じて、各証明書の様式を発行できないか問い合わせた。いずれも発行は不可能であり、かつ発行ができないことを示した証明書の発行も不可とのこと。

（２）各証明書様式

ア　出生証明書

証明書の様式は各自治体により異なる。以下はブエノスアイレス市における出生証明書の例である。

図１：添付の証明書が、原本の真正の写しであることの証明（原語）

REPUBLICA ARGENTINA
GOBIERNO DE LA CIUDAD DE BUENOS AIRES
Registro del Estado Civil y Capacidad de las Personas
CERTIFICO que el presente documento es copia fiel de su inscripción original que se encuentra en este Archivo General. Su retención está prohibida por la ley (art. 24, ley 18.237).
29 AGO 2014
[redacted]
OFICIAL PUBLICO
Dir. Gral. Reg. Est. Civil y Cap. de las Personas
Gobierno Ciudad Autónoma de Buenos Aires
SIN CARGO: uso Exclusivo
Previsión Social, Educación

図２：添付の証明書が、原本の真正の写しであることの証明（和訳）

アルゼンチン共和国

ブエノスアイレス市政府

身分及び法的能力登録所は、この書類が、一般公文書庫の登録オリジナルの真正の写しであることを証明する。保持は法により禁止される（法令 No.18.237 第 24 条）

スタンプ　　サイン　　2014 年 8 月 29 日

xxx xxx xxx xxx xxx xxx

ブエノスアイレス市政府

身分及び法的能力登録所職員

無料：社会保険及び教育用途に限る。

図３：出生証明書（原語）

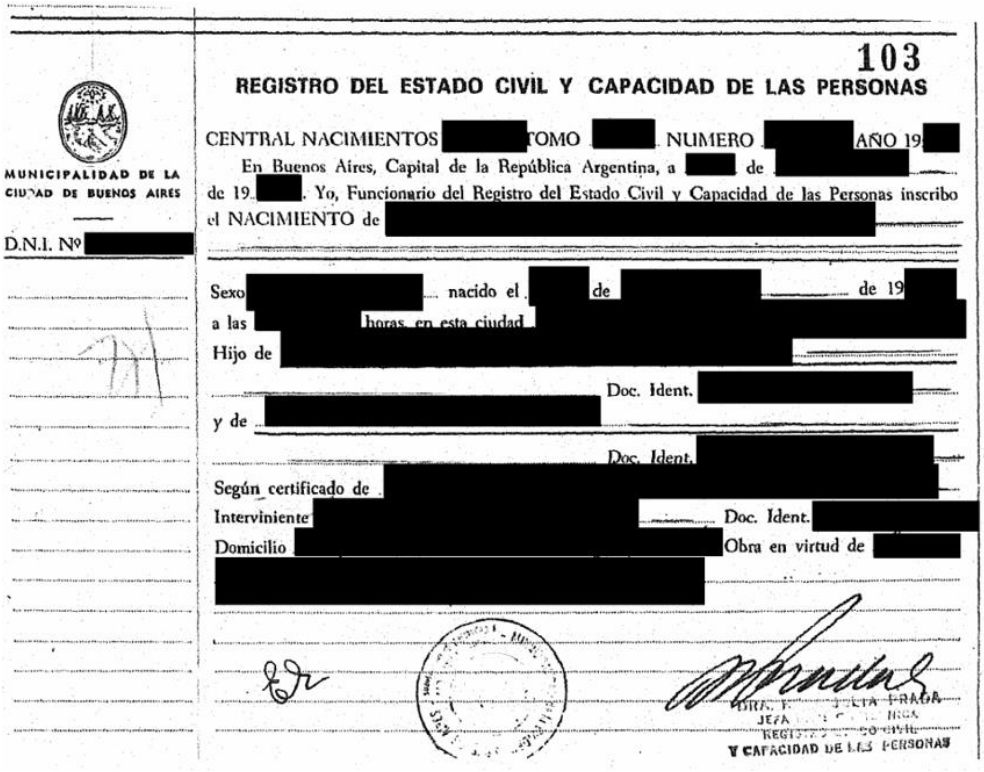

MUNICIPALIDAD DE LA CIUDAD DE BUENOS AIRES

D.N.I. Nº [redacted]

103

REGISTRO DEL ESTADO CIVIL Y CAPACIDAD DE LAS PERSONAS

CENTRAL NACIMIENTOS [redacted] TOMO [redacted] NUMERO [redacted] AÑO 19[redacted]

En Buenos Aires, Capital de la República Argentina, a [redacted] de [redacted] de 19[redacted]. Yo, Funcionario del Registro del Estado Civil y Capacidad de las Personas inscribo el NACIMIENTO de [redacted]

Sexo [redacted] nacido el [redacted] de [redacted] de 19[redacted]

a las [redacted] horas en esta ciudad [redacted]

Hijo de [redacted]

Doc. Ident. [redacted]

y de [redacted]

Doc. Ident. [redacted]

Según certificado de [redacted]

Interviniente [redacted] Doc. Ident. [redacted]

Domicilio [redacted] Obra en virtud de [redacted]

Y CAPACIDAD DE LAS PERSONAS

図４：出生証明書（日本語）

ブエノスアイレス 市役所 D.N.I.No.xxxxxxxxxx	**身分及び法的能力登録** **103** 出生記録　xxx　第 xxx 巻　第 xxx 号　19xx 年度 アルゼンチン共和国首都のブエノスアイレス市にて、19xx 年 xxx 月 xxx 日、身分及び法的能力登録職員として、（氏名）xxxxx、性別 xxxx が、19xx 年 xxx 月 xxx 日 xxx 時に、当市 xxxx で、（氏名）xxxx　身分証明書番号 xxx 及び（氏名）xxxx　身分証明書番号 xxx の子供として、助産婦 xxx　身分証明書番号 xxx　住所 xxx で出生したことを、（産科医院）xxxx の証明書に基づき、添付の許可に従って、記録する。 スタンプ　サイン xxxxxxxxxx（職員名） （判読不能：職員の役職と思われる） 身分及び 法的能力登録

イ　婚姻証明書・死亡証明書

証明書の様式は各自治体により異なる。

ウ　離婚証明書

離婚の事実は、婚姻登録の登録事項の一つとして位置付けられる。そのため、離婚証明書は原則として発行されず、婚姻証明書に追記される形となる。

エ　認知証明書

認知証明書は原則として発行されず、出生証明書に追記される形となる。

オ　養子縁組証明書

養子縁組証明書は原則として発行されず、出生証明書に追記される形となる。

（３）その他

証明書の取得方法および申請様式は以下のとおりである。なお、証明書の申請様式は、市役所のホームページからのダウンロードを通じて入手した。

ア　証明書の取得方法

各証明書については、以下の方法で取得が可能である。

・オンライン申請
・窓口申請
・郵送による申請
・海外からの申請

（ア）オンライン申請

ブエノスアイレス市で届出された出生や婚姻の場合は、市民登録所のサイトからオンライン申請が可能である。ブエノスアイレス市以外でも一部の都市で、オンライン申請システムが整備されている。オンライン申請の方法の主な流れは以下のとおり。

① 市役所の登録サイトページで、出生証明書か、婚姻証明書か、死亡証明書かといった区分や、届出書番号の有無、届出年、必要枚数を入力すると、申請サイトに進む。
② 支払指示書が申請したメールアドレスに届く。
③ クレジットカードやデビットカードでオンライン払い込みをする。
④ 7日後に、証明書を市民登録所で受け取る（申請者のみが受領できる）。
⑤ 郵送を希望する場合は、指定の住所に郵送される（３～５日かかる）。

ブエノスアイレス市で発行された証明書を、他の市町村で使用する場合は、先に民事会議所（Camara Nacional de Apelacionesen lo Civil）で査証を受ける必要がある。

（イ）窓口申請

出生や婚姻の届出をした市登録所の窓口で、申請する。ブエノスアイレス市の場

合は、先に市役所のサイトから予約をとる必要がある 。

（ウ）郵送申請

ブエノスアイレス市の場合は、申請書に必要事項を記載し、郵便為替による料金払い込み受領書と一緒に市の市民登録所に郵送すると、30 営業日で郵送される。

（エ）海外からの申請

ブエノスアイレス市の場合は、申請書（添付 2）に必要事項を記載し、Western Union による料金払込み受領書と合わせて市の市民登録所に郵送すると、30 営業日で郵送される。

ブエノスアイレス市以外の場合は、内務運輸省のサイトから申請すると、60 日で証明書が指定の住所に郵送される。申請書の内容に不備があった場合はメールで通知がなされ、10 日以内に修正された申請書を送らないと、申請はキャンセルされる。

海外での使用に際しては、領事査証が必要となる。

（オ）その他

・1889 年以降及び 2015 年 1 月 1 日以前に届出されたもののみ、証明書が発行可能。

・ブエノスアイレス市の場合、1978 年及び 1979 年に届出された出生の出生証明書は、一部の地区を除き、窓口申請のみとなる。

・養子縁組証明書は、当事者による窓口申請のみとなる。

イ　証明書の申請様式

（ア）郵送による申請書

郵送による申請書の原本と和訳は以下のとおり。

Registro Provincial
DE LAS PERSONAS

MINISTERIO DE JEFATURA DE GABINETE DE MINISTROS

BA
BUENOS AIRES PROVINCIA

SOLICITUD DE ACTA POR CORRESPONDENCIA

Lea atentamente las instrucciones y complete el formulario. Debe enviarlo junto al giro postal con el total del costo del trámite en un sobre a:

Registro Provincial de las Personas, calle 1 esq. 60 La Plata (1900), Provincia de Buenos Aires

Aclaración: No se aceptan reclamos por errores de lectura de instrucciones.

Solicito acta de: **Nacimiento** ☐ **Matrimonio** ☐ **Defunción** ☐
Timbrado ☐ **Gratuit** ☐

(marcar con un círculo lo que corresponda)

Apellido/s. .....
(si la solicitud es de Matrimonio escribir ambos apellidos separados con guión)

Nombre/s. .....
(si la solicitud es de Matrimonio escribir los nombres separados con guión)

DNI .....
(si la solicitud es de Matrimonio escribir los números de DNI separados con guión)

Padre y/o Madre .....
(completar sólo si la solicitud es de Nacimiento)

Municipio (donde se inscribió el hecho, puede llamarse partido) .....

Delegación (donde se inscribió el hecho, puede llamarse sección) .....

Año (de inscripción del hecho. Si es Matrimonio o Defunción indicar fecha completa de ser posible) .....

Acta..... .Tomo (puede no estar especificado)..... Folio (puede no estar especificado).....

**Ud. puede obtener todos los datos requeridos de: acta o certificado anterior; Libreta de familia; 4ta hoja del DNI original (nacimientos); 5ta hoja del DNI original (matrimonios)*
Importante: *si usted posee alguna de la documentación mencionada adjunte una fotocopia.*
Las partidas del año 1978/79 deberán ser solicitadas a la Delegación de origen.

(si usted envía mas de una solicitud en un mismo sobre, sólo deberá abonar un costo de envío)

El Registro de las Personas **no acepta dinero** en efectivo y/o estampillas, el costo total del trámite deberá abonarse por **giro postal código B0200** el mismo se compra en el correo Argentino
El solicitante deberá abonar el costo de envío a domicilio, para eso deberá **abonar** $20 **al giro postal.**
Si usted necesita el acta por alguno de los siguientes motivos: *Cedula; Divorcio; Doble Ciudadanía; Escritura pública; Pasaporte; Sucesión Judicial; Trámite Judicial; Visa;* deberá **adicionar $45 al giro postal.** para el timbrado de legalización.
Al costo del envío ($ 20) y del timbrado ($ 45 en el caso de necesitar legalizar la copia) se le debe sumar un arancel de búsqueda cuando no sea posible aportar los siguientes datos: Municipio, Delegación, año, acta.
$ 58 para partidas de hasta 30 años de antiguedad
$ 71 para partidas de hasta 60 años de antiguedad
$ 91 para partidas de más de 60 años de antiguedad o con año desconocido.
Importante: las búsquedas pueden tener resultado negativo.
El importe total del trámite será giro postal+envío+timbrado (de ser necesario)+arancel de búsqueda (en caso de no aportar los datos arriba detallados)
Complete aquí el detalle del giro postal: serie (letra)..... Nro. ..... Importe $.....
Indicar aqui su nombre, apellido y telefono .....

Los pedidos por correspondencia demoran 30 días hábiles

Datos para el envío por correo:

Apellido y Nombre: .....
Dirección. .....
CP / Localidad / Provincia .....

Imprimir
Borrar

州住民登録所　　内閣府　　ブエノスアイレス州

郵送による証明書申請書

申請書記載にあたっては注意書きをよく読むこと。申請書は手続き料合計の郵便為替と一緒に封筒に入れて、以下に送付すること。

Registro Provincial de las Personas, Calle 1 exq. 60 La Plata (1900), Provincia de Buenos aires

注：注意書きの読み間違いによるクレームは受け付けない。

申請証明書　**出生**☐　**婚姻**☐　**死亡**☐

認証印付☐　**無料**☐

（該当するものに丸印をつけること）

姓 .....

（婚姻証明書の場合は、ハイフンで分けて、両者の姓を記載すること。）

名 .....

（婚姻証明書の場合は、ハイフンで分けて、名前を記載すること。）

身分証明番号 .....

（婚姻証明書の場合は、ハイフンで分けて、身分証明書番号を記載すること。）

父母 .....

（出生証明の場合のみ記載。）

市町村名（届出をした市町村または局）.....

支部名（届出をした支部又は部署）.....

年度（届出をした年。婚姻又は死亡証明書の場合は、可能であれば月日も記載のこと）.....

登録番号 .....　**巻**（記載がない場合もある）.....　**頁**（記載がない場合もある）.....

＊上記の情報は全て、登録書、以前発行された証明書、家系記録、身分証明書オリジナル 4 ページ目（出生記録）又は、身分証明書オリジナル 5 ページ目（婚姻記録）に記載されている。

重要：上記のいずれかがある場合は、コピーを添付すること。

1978/1979 年の証明書は、登録をした支局に申請すること。

（複数の申請書を同じ封筒で郵送する場合は、1 件分の郵送料のみでよい。）

市民登録所では、**現金や印紙は受領しない**。手続き料は、アルゼンチン郵便局で購入する**郵便為替コード B0200** で支払うこと。

自宅への証明書送付料として、**20 ペソを郵便為替で**支払うこと。

以下の目的で申請書を必要とする場合は、認証印料として **45 ペソを郵便為替で**支払うこと：身分証明書、離婚、二重国籍、公式証書、パスポート、遺産相続、訴訟手続き、ビザ。

登録市町村名、支部名、登録年、登録番号がわからない場合は、以下の検索料を、送付料（20 ペソ）及び認証印料（コピーの認証が必要な場合で、45 ペソ）と一緒に払い込むこと。

30 年以上前の証明書は 58 ペソ

60 年以上前の証明書は 71 ペソ

90 年以上前で、年度が不明な場合の証明書は 91 ペソ

重要：検索の結果見つからないこともあり得る。

手続き料金合計は、郵便為替＋送料＋認証印料（必要な場合）＋検索料（上述の情報が見つからない場合）となる。

郵便為替明細：為替番号（文字）.....　金額 .....

申請者姓名及び電話番号 .....

郵送の場合は営業日 30 日かかる

郵送用情報：

姓名 .....

住所 .....

郵便番号/市町村/州 .....

（イ）海外からの申請書（郵送）

海外からの申請書（郵送）の原本と和訳は以下のとおり。

Registro Provincial
DE LAS PERSONAS

JEFATURA DE GABINETE

BA
BUENOS AIRES PROVINCIA

SOLICITUD DE ACTA POR CORRESPONDENCIA

(sólo para solicitudes desde el exterior del territorio argentino)

Lea atentamente las instrucciones y complete el formulario. Debe enviarlo junto con la boleta original de depósito de *Western Union* en un sobre a:

Registro Provincial de las Personas, calle 1 esq. 60 La Plata (1900), Provincia de Buenos Aires

Aclaración: No se aceptan reclamos por errores de lectura de instrucciones.

Solicito acta de: **Nacimiento** ◯ **Matrimonio** ◯ **Defunción** ◯
(marcar con un círculo lo que corresponda)

Apellido/s.....
(si la solicitud es de Matrimonio escribir ambos apellidos separados con guión)

Nombre/s.....
(si la solicitud es de Matrimonio escribir los nombres separados con guión)

DNI.....
(si la solicitud es de Matrimonio escribir los números de DNI separados con guión)

Padre y/o Madre.....
(completar sólo si la solicitud es de Nacimiento)

Municipio.....Delegación.....
(donde se inscribió el hecho, puede llamarse partido) (donde se inscribió el hecho, puede llamarse sección)

Año (de inscripción del hecho. Si es Matrimonio o Defunción indicar fecha completa de ser posible). .....

Acta.....Tomo (puede no estar especificado).....Folio (puede no estar especificado).....

**Ud. puede obtener todos los datos requeridos de: acta o certificado anterior; Libreta de familia; 4ta hoja del DNI original (nacimientos); 5ta hoja del DNI original (matrimonios)*
Importante: *si usted posee alguna de la documentación mencionada adjunte una fotocopia.* Las partidas con adopción de menores deben ser retiradas personalmente por los tutores con DNI que acredite identidad.

Las partidas del año 1978/79 deberán ser solicitadas a la Delegación de origen.

En el caso de no aportar algunos de los siguientes datos: *Municipio, Delegación, año, acta;* deberá abonar un arancel de búsqueda que a continuación se detalla:
$58 pesos Arg. si hay faltante de datos de hasta 30 años de antigüedad.
$71 pesos Arg. si hay faltante de datos de hasta 60 años de antigüedad.
$91 pesos Arg. si hay faltante de datos de más de 60 años de antigüedad, o aquella solicitud a la cual le falte el año.
Importante, las búsquedas son condicionales y pueden tener resultado **negativo.**

El Registro de las Personas **no acepta dinero en efectivo** y/o estampillas, los aranceles a abonar deberán realizarse por depósito de Western Union a nombre de *PATRICIA ELIZABETH PAPARAZZO. CUIL n° 3364991122/9*

Si usted necesita el acta por alguno de los siguientes motivos: *Cedula; Divorcio; Doble Ciudadanía; Escritura pública; Pasaporte; Sucesión Judicial; Trámite Judicial; Visa;* deberá **adicionar $45 pesos Arg. al depósito** para el timbrado de legalización.
El solicitante deberá abonar el costo de envío a domicilio, el detalle es el siguiente:
$123 pesos Arg. a países limítrofes (se deberá adicionar al depósito de Western Union)
$149 pesos Arg. al resto de América (se deberá adicionar al depósito de Western Union)
$162 pesos Arg. al resto del mundo (se deberá adicionar al depósito de Western Union)
(si usted envía mas de una solicitud en un mismo sobre, sólo deberá abonar un costo de envío)

Importante: la boleta original de depósito Western Union debe enviarse junto con el formulario en el sobre.

Indique aquí su Apellido, nombre y e-mail.....

Datos para el envío por correo:

Apellido y Nombre:.....

Dirección.....

CP / Localidad / Provincia / Estado / País.....

BORRAR IMPRIMIR

州住民登録所　　内閣府　　ブエノスアイレス州

郵送による証明書申請書

（アルゼンチン国外からの申請に限る）

申請書記載にあたっては注意書きをよく読むこと。申請書は *Western Union* の払い込み書オリジナルと一緒に封筒に入れて、以下に送付すること。

Registro Provincial de las Personas, Calle 1 exq. 60 La Plata (1900), Provincia de Buenos aires

注：注意書きの読み間違いによるクレームは受け付けない。

申請証明書 ☐ 出生 ☐ 婚姻 ☐ 死亡

（該当するものに丸印をつけること）

姓 .....

（婚姻証明書の場合は、ハイフンで分けて、両者の姓を記載すること。）

名 .....

（婚姻証明書の場合は、ハイフンで分けて、名前を記載すること。）

身分証明番号 .....

（婚姻証明書の場合は、ハイフンで分けて、身分証明書番号を記載すること。）

父母 .....

（出生証明の場合のみ記載。）

市町村名（届出をした市町村または局） .....

支部名（届出をした支部又は部署） .....

年度（届出をした年。婚姻又は死亡証明書の場合は、可能であれば月日も記載のこと） .....

登録番号 ..... **巻**（記載がない場合もある ..... **頁**（記載がない場合もある） .....

＊上記の情報は全て、登録書、以前発行された証明書、家系記録、身分証明書オリジナル 4 ページ目（出生記録）又は、身分証明書オリジナル 5 ページ目（婚姻記録）に記載されている。

重要：上記のいずれかがある場合は、コピーを添付すること。未成年の養子縁組がある場合は、身分証明書を携帯した保護者が出頭して証明書を受領すること。

1978/1979 年の証明書は、登録をした支局に申請すること。

（複数の申請書を同じ封筒で郵送する場合は、1 件分の郵送料のみ支払うこと。）

市町村名、支部名、登録年度、登録番号がわからない場合は、以下の検索料を一緒に払い込むこと。

わからない情報が 30 年以上前の場合は 58 ペソ

わからない情報が 60 年以上前の場合は 71 ペソ

わからない情報が 90 年以上前又は、年度が不明な場合は 91 ペソ

重要：検索は条件付であり、検索の結果見つからないこともあり得る。

身分登録所では**現金や印紙は受領しない**。手続き料は、Western Union で PATRICIA ELIZABETH PARARAZZO, CUIL No. 3364991122/9 宛に送金すること。

以下の目的で申請書を必要とする場合は、認証印料として **45 ペソを送金**すること：身分証明書、離婚、二重国籍、公式証書、パスポート、遺産相続、訴訟手続き、ビザ。

自宅までの郵送費用として、以下の金額を払い込むこと：

隣接国の場合は 123 ペソ（Western Union の送金に加えること）

他の米州諸国の場合は 149 ペソ（Western Union の送金に加えること）

その他の国の場合は 162 ペソ（Western Union の送金に加えること）

（複数の申請書を同じ封筒で郵送する場合は、1 件分の郵送料のみでよい。）

重要：Western Union の送金書オリジナルを、申請書と一緒に封筒に入れて送ること。

申請者姓名及び e-mail .....

郵送用情報：

姓名 .....

住所 .....

郵便番号/市町村/州/国 .....

８　国籍法制

（１）関連法制

アルゼンチンにおける国籍関連の法令は、アルゼンチン国国籍法（1869 年 10 月８日法律第 346 号）[20]、同法の施行規則（1984 年 10 月 19 日政令第 3213/1984 号）[21]、亡命アルゼンチン人の子の国籍に関する法（1964 年 12 月３日法律第 16569 号）[22]である。

（２）アルゼンチン共和国民の定義

法律第 346 号１条によれば、以下の者がアルゼンチン人（argentinos）であるとされる（法律 346 号１条）。

・両親の国籍に関わらず、アルゼンチン共和国の領土内で生まれた者（外国の大臣及びアルゼンチン在住の外国公館員の子を除く）
・アルゼンチン人を親として外国で生まれた子で、アルゼンチン国籍を選択する者（子が 18 歳未満の未成年である場合は、アルゼンチン国籍の選択は親権者が行わなければならない）
・アルゼンチン共和国の公館及び戦艦上で生まれた者
・かつてリオ・デ・ラ・プラタ連合州[23]に属していた共和国で生まれた者で、アルゼンチン領土内に在住し、アルゼンチン人である意志を表明した者
・公海上にあるアルゼンチン船籍の船で生まれた者

また、亡命アルゼンチン人の子の国籍に関する法律第 16569 号[24] 1 条により、両親の政治的亡命中に外国で生まれた子は、アルゼンチン領土内で生まれた者と法的に全く同じアルゼンチン人であるとされる。これに該当する者は、アルゼンチン領土内に入ってから１年以内（未成年の場合は 18 歳になってから１年以内）、又はこの法律の発布から１年以内に、亡命前の父親又は母親の居住地、又は本人の居住地の裁判官に申立てを行うことができる（同法２条）。

（３）アルゼンチン共和国民の権利・義務

憲法 14 条では、アルゼンチンの住民（habitantes）はすべて以下の権利を有するとしている[25]。

---

[20] アルゼンチン国国籍法（1869 年 10 月８日法律第 346 号）
http://www1.hcdn.gov.ar/dependencias/dip/textos%20actualizados/346-240805.pdf
[21] 同上
[22] 同上
[23] スペインからの独立の過程で、1811 年から 1830 年代にかけて使われた国名。現在もアルゼンチン憲法 35 条で正式な国名の一つとされている。
[24] 亡命アルゼンチン人の子の国籍に関する 1964 年 12 月 3 日法律第 16569 号
http://infoleg.mecon.gov.ar/infolegInternet/anexos/60000-64999/64902/norma.htm
[25] アルゼンチン憲法は 1853 年に批准、その後 1860 年、1866 年、1898 年、1957 年と改正を重ね、1994 年の最後の改正を経て、1995 年 1 月 10 日法律第 24430 号で公布されている。
http://infoleg.mecon.gov.ar/infolegInternet/anexos/0-4999/804/norma.htm

・労働する。
・あらゆる合法的な職業に従事する。
・航行し、通商する。
・当局に請願する。
・アルゼンチンの領土に入り、領土内に留まり、通行し、領土から出る。
・事前の検閲なしに報道を通じて自らの思想を発表する。
・自らの財産を持ち、それを使う。
・有益な目的で結社を作る。
・自らの宗教を自由に信仰できる。
・教え、学ぶ。

憲法のその他の条項でも以下のとおり既定されている。

・財産権は不可侵で、いかなる住民も法に基づく判決によらずに財産を奪われない。（17 条）
・いかなる住民も法に基づく裁判を受けずに罰せられることはなく、自らに不利な証言を行う義務もない。また、裁判における弁護、住居、書簡、個人の書類は不可侵である。（18 条）
・いかなる住民も、法により命じられないことをする義務はなく、法が禁じないものを奪われることはない。（19 条）
・すべての市民は、諸制度の秩序と民主制度に対する実力行使に抵抗する権利を持つ。（36 条）
・憲法により、政治的権利の全面的な行使が保証される。選挙は普通選挙で、票は平等・秘密・義務である。（37 条）
・市民は下院に法案を提出するためのイニシャティブ権を持つ。（39 条）
・すべての住民は、健康でバランスがとれた環境を持つ権利を有する。（41 条）
・消費者及び使用者は、消費において自らの健康、安全、経済的利益の保護を受ける権利を有する。また、適切で真正の情報、選択の自由、平等で尊厳ある扱いを受ける権利を有する。（42 条）
・すべての人は、憲法、条約、法令によって認められる権利及び保証が傷つけられたり制限されたりした場合、他のより適切な法的手段がなければ保護請求を起こすことができる。（43 条）

また、憲法 75 条 22 では以下を憲法と等しい階層の法令（通常の法令に優る）とし、憲法で定められる権利と補償を補完するものと位置付けている。

・人間の義務と権利に関する米州宣言（Declaración Americana de los Derechos y Deberes del Hombre）
・世界人権宣言

・米州人権条約
・経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約
・市民的及び政治的権利に関する国際規約
・集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約（ジェノサイド条約）
・あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約
・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
・拷問及び他の残虐な、非人道的な、又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（拷問等禁止条約）
・児童の権利に関する条約

義務

・すべてのアルゼンチン市民は、祖国と憲法を防衛するために武装する義務がある。帰化によりアルゼンチン市民となった者は、市民権を取得した日から 10 年間は兵役に服すか服さないか選ぶ自由がある（憲法 21 条）[26]。
・投票は義務である（憲法 37 条）

（４）国籍の取得

以下の者はアルゼンチン国籍を取得し帰化することができる（政令 3213/1984 号３条）。

・アルゼンチン共和国に２年以上続けて在住する 18 歳以上の外国人で、裁判官の前でアルゼンチン人になる意思を表明する者
・滞在期間に関わらず、以下のいずれかの奉仕を果たしたことを証明できる者

ア　アルゼンチン共和国内外で、国・州・市町村若しくはティエラ・デル・フエゴ、南極及び南大西洋諸島にあるアルゼンチン領土の公行政における職を誠実に務めた者
イ　軍で勤務、又は国防のための戦闘行為に参加した者
ウ　国内で新たな産業又は有益な発明を導入、又は国の精神的物質的進歩につながる行動を行った者
エ　国内にある、又は今後設立される入植地で入植している者

---

[26] アルゼンチンでは 1901 年に義務兵役制度の導入が始まり、その後 1967 年に制定された 1967 年 11 月 16 日法律第 17531 条に基づく制度が敷かれていた（兵役に関する法律第 17531 号 http://infoleg.mecon.gov.ar/infolegInternet/anexos/15000-19999/16537/norma.htm）。
しかし、1994 年に兵役中の兵士が上官や他の兵士によって殺害される事件が起こると、これがきっかけとなって義務兵役制度への批判が高まり、志願制度を定める法律 24429 号の制定につながった。
志願制兵役に関する 1995 年 1 月 10 日法律第 24429 号
http://infoleg.mecon.gov.ar/infolegInternet/anexos/0-4999/802/norma.htm
同法律第 24429 号の 32 条により、同法に反する法律 17531 号の規定は廃止されている。一方、同法 3 条では志願兵の数は大統領府が決定するとしており、19 条では志願兵の数がこれに達しない場合には例外的に法律第 17531 条の規定にしたがって徴兵を行うことができるとしている。なお、アルゼンチンにおける兵役制度の変遷については、ブエノスアイレス市の以下のページに参考情報がある。
http://www.buenosaires.gob.ar/areas/ciudad/historico/especiales/2abril/index1.php?menu_id=33710#cuatro

オ　ティエラ・デル・フエゴ、南極及び南大西洋諸島にあるアルゼンチン領土に在住、又は入植を振興した者

カ　配偶者又は子供が生まれながらのアルゼンチンである者

キ　教職を務める者

以下の場合はアルゼンチン国籍が与えられない。

・職業又は生活手段を持たない者

・アルゼンチンの刑事法令で規定される犯罪により、国内又は外国で起訴されている者

・国内又は外国で、故意の犯罪により３年を超える自由刑に処されている者（刑期の終了から５年を経ている場合又は特赦があった場合を除く。）

（５）国籍の喪失

国籍の喪失や放棄、剥奪について直接言及する法令はないが、政令第 3123 号 15 条で国籍喪失の可能性に関する言及が見られる[27]。

それによると、同政令で言及される諸機関（裁判官、移民局、連邦警察、国家情報庁、全国国民登記、全国再犯者登記・犯罪刑務所統計、その他）及び在外アルゼンチン領事は、国籍の選択、帰化、又は法律第 16569 号の適用による国籍取得に際して、その根拠とされた事実関係に虚偽があり、したがって不正に国籍を取得したとみなされる場合、国籍の無効化のためこれらのケースを選挙管理委員会に訴えなければならないとしている。

９　法令の有効性

（１）アルゼンチン国国籍法（1869 年 10 月８日法律第 346 号）

アルゼンチン国市民権法（1954 年 10 月 15 日法律第 14354 号）26 条により廃止されたが、同法を廃止する政令 14194/1956 により効力を取り戻した。その後、1976 年から 1983 年の軍政時代に制定されたアルゼンチン国国籍及び市民権法（1978 年５月 18 日法律第 21795 号）30 条により再び廃止されたが、同法を廃止する 1984 年４月 10 日法律第 23059 号により、全面的に効力を取り戻している。

（２）アルゼンチン国市民権法（1954 年 10 月 15 日法律第 14354 号）

法律 346 号を廃止する法令だったが、1956 年８月 14 日政令 14194/1956 第１条により廃止された。

[27] 国連難民高等弁務官事務所ラテンアメリア南部務による 1998 年の研究”Nacionalidad y apatridía. Rol del ACNUR”より。
http://www.uasb.edu.ec/UserFiles/369/File/PDF/CentrodeReferencia/Temasdeanalisis2/apatridiaydh/3rolacnur.pdf

（３）アルゼンチン国国籍及び市民権法（1978 年５月 18 日法律第 21795 号）
1984 年４月 10 日法律第 23059 号により廃止されている。

（４）同政令（1978 年 10 月６日政令 2367 号）
1984 年 10 月 19 日政令 3213/1984 号第 1 条により廃止されている。